

令和5年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年10月10日(火)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 長谷川みどり 委員 阿良田由紀	
事務局職員	教育振興部長 学び未来課長 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子どもわくわく課長 児童相談所開設準備担当課長 教育政策課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 中央図書館長 子ども未来課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	39号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	40号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	41号	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	承認
4	42号	通学区域の変更について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	34号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の人事について	了承
6	35号	審査請求について	了承
7	36号	訴訟について	了承
8	37号	和解について	了承

令和5年第10回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年10月10日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第39号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育指導課長です。第39号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

資料1ページ及び2ページ、説明欄をご覧ください。今回の改正でございますが、高齢者部分休業制度の導入に伴いまして、介護時間の取得に係る規定を改めるため、規則改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行することといたします。また、区長部局についても、同様の各関係規則の改正を行っております。

以上、第39号議案について、説明させていただきました。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第39号議案については原案どおり承認することに決定させていただきます。

次、日程第2、第40号議案、「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第3、第41号議案、「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

保育課長から説明をお願いいたします。

保育課長

それでは、私から、第40号議案、「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、1ページ、説明欄をご覧ください。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

それでは、具体的な改正箇所について、ご説明を申し上げます。2ページにお進みをいただきまして、議案参考資料の新旧対照表の改正前をご覧ください。

子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、第19条第2項が削除されました。これに伴いまして、東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の第2条第1項第1号及び第9条第1項第1号、23条第1号及び別表第3の4番に規定されています第19条第1項第2号を第19条第2号に改めます。

恐れ入ります。議案を1ページお戻りいただきまして、付則でございます。

本改正規則につきましては、公布の日から施行する取り扱いにさせていただきたいと存じます。

以上、議案について、ご説明申し上げました。

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

第41号議案についての説明であります。配布資料をおめくりいただけますでしょうか。2ページの説明でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

その次の3ページをご覧くださいいただけますでしょうか。新旧対照表になります。

具体の改正の内容でございますが、ずれが生じただけのことですので、それぞれ数字が変わっているといったような内容になります。その次のページをまたいでご覧くださいいただけますでしょうか。16号様式といったような書類になるわけでございますが、こちらにつきましても、一番上の表の、上から1、2、3、4、5マス目といたしますか、5行目といたしますか、そういったところなんですが、認定種別というのが2つありまして、この条文の数字が若干変わっているといったような改正でございます。

資料1ページ目、ご覧くださいいただけますでしょうか。

施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行するものでございまして、経過措置として、この資料に記載のと通りの取り扱いとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

清正教育長

それぞれ説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第40号議案及び第41号議案については原案どおり承認するこ

とに決定いたします。

次に、日程第4、第42号議案、「通学区域の変更について」を議題に供します。学校支援課長から説明をお願いします。

学校支援課長

学校支援課長でございます。それでは、私から、第42号議案「通学区域の変更について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書2ページをお開きいただき、左側の説明欄をご覧ください。神谷小学校、稲田小学校及び神谷中学校を廃止し、義務教育学校として都の北学園を設置することにつきましては、7月の教育委員会定例会において、決定をいただき、区議会第3回定例会において、学校設置条例の改正の議決をいただいたところでございます。これに伴い、通学区域を変更するため、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案書1ページにお戻りいただきまして、変更の内容でございます。

今回変更を予定しておりますのは、表の上段にお示しの住所地でございます。中段には変更前と変更後の通学する学校を記載しております。既にご案内のとおり、都の北学園の通学区域につきましては、施設一体型小中一貫校であることを踏まえ、現在の神谷小学校及び稲田小学校の通学区域と一致させるという考え方にに基づき、変更を行うものでございます。

表の右から順に、小学校の変更内容について、ご説明いたします。

現在の赤羽小学校の通学区域のうち、お示しの住所地につきましては、赤羽南1丁目全域を都の北学園の通学区域とするため、変更いたします。こちらは、現在居住者がいない区域であり、変更による影響はございません。

また、その左に記載しております現在の神谷小学校の通学区域全域と、さらにその左から2ページにかけて記載をしております稲田小学校の通学区域全域を、都の北学園の通学区域に変更いたします。

続いて、中学校の変更内容でございます。

2ページの表の左から2つ目の枠内、現在の神谷中学校の通学区域全域に加えまして、その右の枠内、現在の王子桜中学校の通学区域のうち、神谷1丁目と一番左側の枠内、現在の赤羽岩淵中学校の通学区域のうち、東十条6丁目17番及び赤羽南1丁目、2丁目を都の北学園の通学区域に変更いたします。

なお、東十条6丁目17番につきましては、こちらも現在居住者がいない区域であり、変更による影響はございません。変更日は小学校、中学校ともに下段にお示しのとおり、都の北学園を設置する令和6年4月1日でございます。

以上の変更によりまして、都の北学園の通学区域は、東十条5丁目及び6丁目、神谷1丁目から3丁目、赤羽南1丁目及び2丁目の全域となるものでございます。

なお、今回、王子桜中学校の通学区域から変更する神谷1丁目と、赤羽岩淵中学校の通学区域から変更する赤羽南1丁目、2丁目にお住まいの方につきましては、令和6年度から11年度の中学校進入学に当たり、通学区域前の中学校への指定校変更について、配慮することを予定しており、該当者に対しては、就学通知をお送りする際に、併せて通知をいたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないと認め、第42号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、報告第34号、「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」です。本件につきましては、人事に関する事案のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 それでは、ただいまより、会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退席をお願いします。

【非公開】

清正教育長 次に、日程第6、報告第35号、「審査請求について」です。本件につきましては、個人に関する情報を取り扱う事案のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 それでは、引き続き、会議を非公開といたします。

【非公開】

清正教育長 次に、日程第7、報告第36号、「訴訟について」、本件につきましても、個人に関する情報を取り扱う議案のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 それでは、引き続き、会議を非公開といたします。

【非公開】

清正教育長 ただいまより、会議を公開といたします。傍聴の方の入場を許可します。

清正教育長 次に、日程第8、報告第37号、「和解について」を学校支援課長から説明お願いいたします。

学校支援課長 学校支援課長でございます。それでは、私から報告第37号、「和解について」、ご説明いたします。報告書をおめくりください。

通学路に設置しておりますバリケードの破損に関する和解について、専決処分を行ったため、ご報告するものでございます。

専決処分年月日は令和5年8月22日、決定額は2万3,430円、相手方は北区在住区民です。

事故の概要でございます。令和5年5月15日、豊島8丁目9番におきまして、相手方が運転する自動車が王子第一小学校スクールゾーンの車両規制時間帯における車両進入禁止を標示するために設置しておりますバリケードに接触し、破損させたものでございます。本件につきましては、相手方のほうでバリケードの修繕を行い、相手方がその費用を負担したものでございます。

ご報告は、以上でございます。

清正教育長 報告ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、令和5年第10回教育委員会定例会を閉会させていただきます。